

# 北海道障がい者芸術文化活動支援センター運営事業委託業務 企画提案指示書（案）

## 1 委託する業務名

北海道障がい者芸術文化活動支援センター運営事業委託業務

## 2 業務の目的

本道の障がい者の芸術文化活動を促進することで、本道の障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、「北海道障がい者芸術文化活動支援センター」を設置し、センターの運営を通じて、障がい者の芸術文化活動の普及を図る。

## 3 委託業務の内容

### (1) 相談支援

芸術文化活動における支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介や専門的知見によるアドバイス、職員等の訪問による相談支援等を行う。

### (2) 芸術文化活動を支援する人材の育成

文化、福祉、教育等の多様な分野で芸術文化活動に関わる者等に対して、他分野に関する知識等を深めるよう、芸術文化活動の支援方法、著作権等の権利保護、障がい特性への理解等に関する研修や、現場体験プログラムの提供などを行い、人材の育成及び確保を図る。（研修会・ワークショップの開催、年4回以上）

### (3) 関係者のネットワークづくり

芸術文化活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援の在り方が考えられるよう、障がい者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えてさまざまな関係者とネットワークを築く。（ネットワーク会議の開催、年1回以上）

### (4) 芸術文化活動に参加する機会の確保

地域における障がい者の活躍の場を拡げ、多様な人々との交流が促進されるよう、専門家等と連携を図り、障がい者が作品等を鑑賞する機会、日頃の創作活動や新たな価値創造を行う機会、活動の成果等を発表する機会など、さまざまな目的や方法による芸術文化活動に参加する機会を確保する。（展示会の開催、年1回以上。舞台芸術の発表会、年1回以上）

### (5) 情報収集・発信

展示や公演などのイベント情報、芸術文化活動の実態把握、作品・作者等に関する情報など、道内の芸術文化活動の情報を収集・発信するとともに、北海道・北東北ブロック内の芸術文化活動を支援する拠点「障害者芸術文化活動広域支援センター」（以下「広域センター」という。）及び全国の障がい者芸術文化活動支援センターと広域センターを横断的に支援する「連携事務局」と連携し、得られた情報の活用を行う。

### (6) 事業評価・報告書の作成

地域の芸術文化活動に対する支援の現状把握と事業の向上を図るため、事業評価に取り組む。また、実施成果をとりまとめ報告書を作成するとともに、広域センターへ報告する。

注：本事業は、「障害者芸術文化活動普及支援事業」に基づく委託業務であることから、国の示す「障害者芸術文化活動普及支援事業実施要綱」等の関係規定を踏まえ実施すること。

## 4 委託期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで

## 5 予算上限額

4,599千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

注：本事業の財源である補助金の交付額が減額となった場合は、減額後の積算上限額の範囲内で、委託契約を締結するものとする。また、本事業は、補助金の交付がなかった場合は、事業化を

行わない場合があることに留意すること。

## 6 審査基準

審査は次の項目について総合的に評価するので、十分留意のうえ企画提案書を作成すること。

### (1) 運営方針

本道における障がい者の芸術文化活動に精通しており、業務を円滑かつ効果的に行うため、事業実施に必要な知識やノウハウを有しているか。

### (2) 管理運営

ア 業務を実施するに当たって必要な業務処理体制となっているか。

イ 企画から実施に至るまで、効果的で適切なスケジュールとなっているか。

### (3) 事業内容

ア 障がい者の創作環境の整備や鑑賞・発表の機会の創出等に係る相談に対して、専門的知見による助言を適切に行う体制が整っているか。

イ 創作活動や作品の展示・保管方法、権利保護などに関する研修会の開催や、創作実習等を通じたワークショップの開催など、研修内容は支援人材の育成に資する適切な内容となっているか。

ウ 福祉関係団体や大学等の教育機関、事業者等との連携体制を整備し、意見交換や情報共有等により、事業の実施に必要な協力を得られる体制となっているか。

エ 障がい者が芸術文化活動（創作・発表・鑑賞等）に参加するための機会が適切に確保される内容となっているか。

## 7 事業者の選定

本事業の実施においては、障がい者の美術、音楽、演劇、舞踊などの多様な芸術文化活動を支援するとともに、障がい者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えてさまざまな関係者との横断的な連携が必要である。

また、障がい者の芸術文化活動を支援するためには、高度な専門的知識や豊富な経験に基づく分析・判断が必要であるため、業務の最適な処理方法や成果の基準をあらかじめ設定できず、契約に係る仕様を具体的に提示することが困難である。

このことから、業務処理能力全般について、総合的な審査が可能なプロポーザル方式を採用する。

## 8 プロポーザル提出事業者の要件

(1) 複数企業体（法人及び個人を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）又は単体の企業体とする。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体の企業体は、次のいずれにも該当すること。

ア 本道の障がい者芸術文化活動に精通した民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等（以下、「民間企業等」という。）であって、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者で、本社、事業所、支店などが北海道内に所在する民間企業等であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と類似の契約を締結し、障がい者の芸術文化活動支援の実績を有しているか、あるいはノウハウを有している民間企業等であり、誠実に履行した実績を有すること。ただし、実績がない場合でも、業務を実施する能力があり、かつ、確実に履行できる見込みのあるものを含む。

ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

オ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
  - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
  - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

## 9 参加表明書等の提出

プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加表明書及び添付資料を提出すること。

- (1) 提出書類  
参加表明書（別添様式1）及び添付資料
- (2) 提出部数  
1部
- (3) 提出期限  
令和6年（2024年）2月28日（水）午後5時00分（必着）
- (4) 提出場所  
北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 社会参加係  
住所：〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
電話：011-231-4111（内線25-208）  
FAX：011-232-4068
- (5) 提出方法  
持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）  
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）  
※全ての提出書類は返却しません。  
また、提出期限以降における参加表明書等の差し替え及び追加等は認めません。

## 10 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、道から企画提案書の提出の要請を受けた者は、次により企画提案書を提出すること。

- (1) 提出書類  
企画提案書（別添様式2）
- (2) 提出部数  
10部  
※1部は提案者名を記載したもの。残り9部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること
- (3) 提出期限  
令和6年（2024年）3月18日（月）午後5時00分（必着）
- (4) 提出場所  
上記9（4）に同じ
- (5) 提出方法  
持参または郵送（配達記録、簡易書留、書留のいずれか）  
（持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平日の午前9時から午後5時まで）  
※全ての提出書類は返却しません。  
また、提出期限以降における企画提案書等の差し替え及び追加等は認めません。

## 11 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 企画提案書を提出した者に対して、プロポーザル審査会においてヒアリングを実施する。（ヒアリングの日時、場所は別途通知する。）
- (2) 企画提案書提出者の数が5を超える場合には、委員による書類選考を行う場合がある。
- (3) ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。

## 12 見積書の提出

採用された企画提案者には、あらためて当該業務の見積書の提出を依頼する。

## 13 業務上の留意事項

本業務は、国の「身体障害者福祉費補助金（障害者芸術文化活動普及支援事業）」（以下「補助金」という。）を活用して実施する事業であることから、次の要件に留意すること。

- (1) 厚生労働省で定める補助金の各種要綱等に従うこと。
- (2) 業務内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議し決定すること。
- (3) 道は受託者に対して必要な資料等について、可能な範囲で提供すること。
- (4) 事業実施に係る留意点
  - ア 事業の実施に当たっては、広域センター及び連携事務局と連携・協力し取り組むこと。
  - イ 国等が実施する障がい者の芸術文化施策について必要となる調査研究に対して、必要な協力を努めるとともに、調査研究結果を踏まえた支援の実施を図ること。

## 14 その他

- (1) 参加表明書及び企画提案書の作成・提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 企画提案の採否については、文書で通知する。
- (3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

事前に不参加を決定した場合は、令和6年（2024年）3月18日（月）午後5時までに上記9（4）の担当窓口連絡すること。
- (4) 無効となる提出書類  
企画提案書及び添付資料が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。
  - ・ 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
  - ・ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
- (5) 本業務の成果品に係る著作権は北海道に帰属する。
- (6) 著作権、肖像権等に関して権利者の許諾が必要な場合は、受託者において必要な権利処理を行うものとする。
- (7) 手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (8) 契約書作成の要否  
要
- (9) 関連情報を収集するための窓口  
上記9（4）に同じ  
※北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課のホームページを参照のこと。  
ホームページアドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/index.htm>
- (10) 審査結果及び特定者名  
公表する。